

|        |                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 議案第93号 | 三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について                                                 |
| 税務課    | 地方税法の一部改正に伴い、課税庁が行う処分に対する三田市行政手続条例の適用除外規定の一部を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。 |

【趣旨】

市税の課税及び徴収に係る取り扱いに関して必要な事項について、地方税法の改正にあわせて条例においても改正するもの。

【根拠法令】 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）

【改正背景】

従来、税務当局が国税に関する法律に基づき行う処分については、行政手続法第2章（申請に対する処分）及び第3章（不利益処分）は適用しないとされており、同法第8条（理由の提示）及び第14条（不利益処分の理由の提示）で定める処分理由の提示は要しないとされていた。

平成23年度の税制改正における納税環境整備においては、処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、従来の取り扱いを改め、行政手続法（同法第8条又は14条）に基づき理由附記を実施することとされた。

これに伴い、関連する地方税法の一部改正を受けて市税条例の一部についても改正が必要となったもの。

【改正内容】 ●三田市行政手続条例の適用除外（第22条第1項関係）

改正前

三田市行政手続条例（平成9年三田市条例第3号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、三田市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

改正後

三田市行政手続条例（平成9年三田市条例第3号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、三田市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

～参考～三田市行政手続条例  
（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。  
（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面とするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

【施行期日】

平成25年1月1日